

平生町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平生町（以下「町」という。）が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものであって、第4条の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（小規模店舗を併設した住宅を含む。）をいう。

(補助対象事業及び補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定める補助対象地域において行う、次条に定める補助対象施設を設置する工事とする。

(補助対象施設)

第4条 補助対象となる施設（以下「浄化槽」という。）は、補助対象地域において専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の浄化槽であり、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省室長通知）に適合するものであること。

(補助金の交付)

第5条 町は、補助事業を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 自己が居住しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- (4) 賃貸又は販売等営利の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月20日までに完了することができない者
- (6) 汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置する者（ただし、災害に伴う設置、更新又は改築する者は除く。）
- (7) 町税等を滞納している者
- (8) 国・地方公共団体、又はこれらに準じる機関から、この要綱による補助金以外の補助金を受けて浄化槽を設置する者

(9) 本事業により既に補助金を受け取っている者（ただし、申請者及び浄化槽設置場所が過去の申請と同一の場合に限る。）

(10) 町長が適当でないと認める者
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、浄化槽の本体設置に要する費用に相当する額とし、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、同表第2欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）の様式を用いて次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書及び受理書の写し、又は建築確認済証及びし尿調書の写し
- (2) 浄化槽設置工事に係る工事請負契約書の写し及び見積書の写し
- (3) 設置場所の位置図、建物平面図、浄化槽排水経路図
- (4) 誓約書(様式第2号及び様式第3号)
- (5) 登録浄化槽管理表C票及び登録証
- (6) 町税等完納証明書、又はこれに代わるもの
- (7) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 災害に伴う浄化槽の設置、更新又は改築の場合は、り災証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第5号）により通知する。

(事業の着手)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の通知を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

(変更承認申請書等)

第10条 補助対象者は、第8条2項に規定する補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヵ月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 設置場所の位置図及び排水経路完成図
- (3) 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなるような着工前、工事中の各工程及び完成後の一連の写真
- (4) 浄化槽設置工事に係る領収書の写し
- (5) 法第7条に基づく法定検査依頼書の写し
- (6) 工事施工チェックリスト
- (7) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、速やかに補助対象者に通知する。
(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第9号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。
(補助金交付の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができる。
(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき
(2) 提出書類に虚偽の事項を記載、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき
(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。
(施工の確認)

第16条 町長は、補助事業を適正に執行するため、担当職員をして補助事業の状況を現場において確認させるものとする。
(補助対象者の責務)

第17条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に維持されるよう、適正な維持管理に努めなければならない。

2 補助対象者は、法第7条第1項に規定する水質検査及び法第11条第1項に規定する定期検査を受検しなければならない。
(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長の指示によるものとする。

この要綱は、平成2年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成3年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成5年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成7年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成10年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成12年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成16年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成17年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成18年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成19年4月1日から摘要する。
 この要綱は、平成26年4月1日から摘要する。
 この要綱は、令和2年4月1日から摘要する。

別表第1（第3条関係）

補助対象地域	
平生町全域のうち、下水道法に基づく公共下水道認可区域以外で、かつ次に定める区域を除く地域とする。ただし、補助対象地域外で町長が特に必要と認める地域は補助対象とする。	
(1) 公共下水道区域外流入区域 (2) 漁業集落排水処理区域 (3) その他町長が指定する区域	

別表第2（第6条関係）

補助金額	
1. 人槽区分	2. 限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円